

2023年度 大同大学感染防止対策

		2023年5月8日以降 感染防止対策	参考 2022年度後期 感染防止対策	
三密回避対策	密閉回避	○換気扇等換気設備の常時運転。	○30分程度に1回、2方向の窓・扉を同時に10分程度開放する。気温や天候等により、窓の開放が難しい場合は、扉を常に開放するなどして、空気の循環を行う ○ドア・ストッパーを配付する。	
	密集回避	○人との間隔は可能な限り空けることを推奨する。	○遠隔授業の実施等により学生の登校を分散させる ○人との間隔は可能な限り空ける。 ○次の密集回避策を実施する。 ①教室：学生は試験配置で着席。最前列の座席は着席させない、飛沫防止のため学生から2m以上距離をとり話す。 ②食堂、学生ホール、図書館：座席の間引き。 ③体育館、学生相談室：名簿による利用人数制限・時差利用。 ④事務窓口：整列位置の明示。 ⑤エレベーター利用：同時乗車人数を4名程度に制限。 【授業担当教員】○対面の場合は座席表を作成する。	
	密接回避	○マスクの着用を求めないことを基本とする。 ※ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合はマスクの着用を推奨する。	○常時マスクを着用する。ただし、教育活動の態様や学生の様子などを踏まえ、マスクを外すなど臨機応変に対応する。 ○事務窓口、食堂、学生ホールに、ビニールカーテンやプラ段等設置する。	
基本的な感染症対策	感染源対策	登校時の健康状態の把握と対応	○風邪症状がある者については、自宅等で静養を推奨する。	○次の症状がひとつでもみられる者については、自宅等で静養する。 ① 風邪症状がある(発熱、鼻水、鼻詰まり、頭痛、咳、喉の痛みなど)。 ② だるさ(倦怠感)や筋肉痛、息苦しさ(呼吸困難)がある ③ 味覚・嗅覚障害が生じている。 ○原則、出校・出勤前に各自で検温する。平熱からプラス1度以上の場合、自宅等で静養する。 ○授業では、次のとおりとする。 ・授業開始時に授業担当教員から学生の健康状態を確認する。体調が優れない学生には保健室へ行くよう指導する。
		登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合	○直ちに帰宅させる ※学生の場合は必要に応じて保護者に連絡する。	○直ちに帰宅させる。 ※学生の場合は必要に応じて保護者に連絡。 ○報告書を提出する。 ※学生の場合は必要に応じて現在の状況等を電話にてヒアリングし報告書を作成。
	感染経路対策	手洗い・手指消毒の徹底	○手洗いを推奨する。	○手洗い・手指消毒を行う。 ○授業では、次のとおりとする。 ・実習等、器具などを使った授業を実施する場合は、事前に手洗い・手指消毒を徹底させる。 ・授業終了の際、手洗い・手指消毒を指導する。
		咳エチケット	○咳エチケットを推奨する。	○咳エチケットを遵守する。 ※咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。
		マスク	○マスクの着用を求めないことを基本とする。 ※ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合はマスクの着用を推奨する。	○常時マスク着用する(各自準備)。 ※マスクを紛失等した学生には、予備マスクを渡す(学生室・保健室で対応)。 ○授業では、次のとおりとする。 ・教員は、マスクを着用する。音響設備がある教室等では、マイクを利用する。 ・授業開始時に学生のマスク着用を確認する。マスクをしていない学生がいる場合は学生室・保健室に行くよう指導する。 ○次の場合については、感染リスクを避ける対策を講じることを条件にマスク着用を不要とする。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。 ・「健康科学演習」(体育実技)・運動部系クラブ活動・学生部に相談の上特別に許可されたとき。 ○教職員の希望者にフェイスシールドを配付。 ○不織布マスク着用を推奨する。 【教職員】○マスク未着用や顎マスク、鼻だしマスク学生、またその他感染防止対策に協力しない学生を注意・指導する。
	消毒	○学内でクラスターが発生した場合等、感染拡大を防ぐ観点で必要があると認められる場合は消毒を実施する。	○次の施設設備について、清掃業者による拭き上げ消毒を実施する。 ①週5日：食堂、学生ホール。 ②週2日：ドアノブ、エレベーターボタン、自販機ボタン、階段の手摺等。 ○手指消毒用ポンプを次のとおり設置する。 ①各棟出入り口。②共有施設(教室、PC演習室、食堂、学生ホール、廊下等)。③研究室、実験・実習室等は希望者に配付。 ④その他、必要に応じて設置。 ○施設設備等に応じて利用者が自ら設備の消毒を実施する。教室及びPC演習室の机等の消毒については、消毒液とウェスを配備する。 ○感染者が発生した場合の消毒は、必要に応じて実施する。 【教職員】○会議で使用するマイクは消毒を実施する。	
	抵抗力を高める	○身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける。	○身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける。 ○新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、ワクチン接種を受けることを推奨する。	

特定 対策	通学・通勤時間の配慮	【教職員】 ○新型コロナウイルス感染予防に関する時差出勤は不可(在宅勤務も不可)。	○公共交通機関はできるだけ乗客が少ない時間帯に利用する。 ○【教職員】公共交通機関利用者は、時差出勤を可とする(在宅勤務も可とする)。
	健康診断	○基本的感染症対策を講じた上で、三つの条件(密閉、密集、密接)が同時に重ならないよう日程を分けて実施する。	○基本的感染症対策を講じた上で、三つの条件(密閉、密集、密接)が同時に重ならないよう日程を分けて実施する。
	修学旅行等における感染症対策	○各種会議において検討する。	○新入生リエンション合宿等、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、本学の実情に応じた検討を行う。
	行事・イベント	○各種会議において検討する。	○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が示す基準を参照するほか、都道府県等による要請がある場合には、その趣旨等も十分に踏まえ、実施の可否等について新型コロナウイルス対策会議において検討する。
	体育施設	○こまめな換気や、手洗いを推奨する。	○こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底する。
	実験施設・設備	○換気扇等換気設備の常時運転。	○三密状態を避けるための運転計画や施設利用スケジュールを構築する。 ○複数の者が触れる場所を必要に応じ消毒する。
	スクールバス	○停車時に窓を開放する等による車内換気を実施する。	○スクールバスの利用に係る注意事項を次のとおり定める。 ・出校・出勤前に各自で検温。・乗車時に手指消毒。・密にならない着席。・車内の消毒・清掃は利用者が行う。・マスク着用。 ・大声での会話は避ける。・停車時に窓を開放する等による車内換気。・飲食する場合は黙飲食を実施する。 ○座席表を作成する。
	課外活動	【学生】 ○大学からの指示を遵守する。 【クラブ顧問】 ○学生に適切に指導する。	○学生の課外活動の実施は、感染防止対策、活動計画に係る学生からの申請に基づき学生部長が許可する(緊急事態措置区域及び重点措置区域での活動は顧問・監督等教職員の常時参加(管理)やワクチン・検査パッケージの適用等を義務付ける)。 ○許可に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえる。 【学生】 ○大学からの指示を遵守し、許可なく課外活動を行わない。 【クラブ顧問】 ○学生に適切に指導する。
	研究室・執務室での活動	○換気扇等換気設備の常時運転。	【事務室】 ○簡易的な飛沫感染防止策を実施する。また事務室の分散を検討する。 【研究室(標準実験室等を含む)】 ○マスク着用、換気、黙飲食等の感染防止策を実施する。 【教職員】 ○マスク未着用や顎マスク、鼻だしマスク学生、またその他感染防止対策に協力しない学生を注意・指導する。
	会議	【教職員】 ○換気扇等換気設備の常時運転。	【教職員】 ○換気対策を講じた上で、可能な限り広い部屋で行う。○必要に応じて、オンライン会議システム等を活用する。 ○使用するマイクは消毒を実施する。
	不特定多数の者の入場制限等	○学外者(取引業者を含む)について、発熱や風邪症状等の疑われる症状のある者の学内入場をお控えていただく。	○学外者(取引業者を含む)について、発熱や風邪症状等の疑われる症状のある者の学内入場を不可とする。 ○大学施設の有償の外部貸出については、原則これを行わない。 ○大学施設の無償の外部貸出については、必要に応じて新型コロナウイルス対策会議で検討する。 ○学外者を学内に入場させる場合は、発熱や風邪症状等の疑われる症状のある者の学内入場不可である旨を申し入れる。
	学生・教職員への注意喚起	○注意喚起が必要と認められる場合は実施する。	○三密場面が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないようホームページ等で学生・教職員に注意喚起する。 ○本学学生の感染事例等を踏まえて、ホームページ等で注意喚起する。 ○本人や同居する家族が罹患または罹患の疑いがある場合や濃厚接触者または濃厚接触者に特定される疑いがある場合は大学に連絡することをホームページ等で注意喚起する。 ○本人や同居する家族が罹患または罹患の疑いがある場合や濃厚接触者または濃厚接触者に特定される疑いがある場合は大学に連絡する。 ○注意喚起全館放送を実施する。
	食事をとる場面	○適切な換気を確保する。 ○大声での会話は控える。	○黙飲食を実施する。 ○BGMは流さない。
出席停止等の取扱い	○新型コロナウイルス感染は公認欠席として取り扱う(インフルエンザ感染と同様)。	○公認欠席等として取り扱う ①濃厚接触者に特定された場合(公認欠席)。②濃厚接触者に特定される疑いがあると大学から指示された場合(公認欠席)。③発熱等の風邪症状がある場合(公認欠席) ④新型コロナウイルスワクチンを接種した場合、またそれに伴う副反応で登校が困難な場合(公認欠席)。⑤上記以外は学長が判断する(準公認欠席)(注)感染者は本学規程により公認欠席となる。 【授業担当教員】 ○公認欠席等について適切に扱う。	
臨時休業の判断	○臨時休業の必要性について、学校医・産業医と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断し、名古屋市保健所南保健センターに連絡する。	○愛知県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、大学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について、愛知県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。	
心身状況の把握、心のケア	○適切に支援を行う。	○学校医と連携した健康相談等の実施やカウンセラー等による心理面・福祉面からの支援を行う。 ○管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。	

\*ホームページ、ポータルサイト、ガイトゥス、各種掲示、メール等で学生・教職員に周知する。